

中泊町農業委員会会議録

令和3年12月10日

中泊町農業委員会

令和3年中泊町農業委員会12月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月10日(水) 13時30分～

2. 開催場所 小会議室2

3. 出席委員(14人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	7番	神 良一		
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(1人)

委 員	8番	瓜田 益子		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第17号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第31号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

協議事項

1)業務予定

2)その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 査 外 崎 健 太

主 事 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局 (局長)	ただいまから、令和3年中泊町農業委員会12月定例総会を開会いたします。 本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いいたします。 ◎日程第1 会期の決定について
議長 (会長)	はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。 会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】
議長 (会長)	ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。 ◎日程第2 議事録署名委員の指名について
議長 (会長)	次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。 中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】
議長 (会長)	異議がないようですので、議事録署名委員は、2番田中委員、4番藤田委員にお願いいたします。なお、本日の会議の書記には事務局職員の外崎主査と小寺主事を指名いたします。以上で日程第2を終わります。 ◎日程第3 報告・議案について
議長 (会長)	次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。 ◎報告第16号
事務局 (小寺)	1ページをお開きください。 報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和3年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。 次のページをお開き下さい。今月の合意解約は、9件ございました。 内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。
議長 (会長)	ありがとうございました。ただいまの報告第16号について、何かご質問等ございませんか。 【質問なしの声あり】
議長 (会長)	無いようですので次に報告第17号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします ◎報告第17号
事務局 (外崎)	25ページをお開きください。 報告第17号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和3年11月分)の結果について、別紙のとおり報告する。令和3年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。11月分の農地移動あつせん申し出は5件ございました。
内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第17号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第30号

議 長
(会長)

議案第30号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(小寺)

27ページをお開き下さい。議案第30号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和3年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長
(会長)

それでは、議案第30号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

三上委員

議席3番、三上です。それでは報告いたします。去る12月1日、私と藤田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が7件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
(小寺)

28ページをお開きください。受付番号27番は、宮川字色吉地内の1筆の畑。面積は112平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号28番は、宮川字色吉地内の1筆の畑。面積は61平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号29番は、田茂木字若宮地内の6筆の田。面積は8,763平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号30番は、芦野字福泊地内の12筆の田。面積は18,456平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号31番は、田茂木字若宮地内の1筆の田。面積は4,032平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号32番は、芦野字堤の袖地内の11筆の田畑。面積は34,010.94平方メートルの贈与です。

譲受人は、譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号33番は、田茂木字若宮地内の4筆の田。面積は5,800平方メートルの贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号27番から33番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第30号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第31号

議 長
(会長)

次の議案に入る前に、私と三上委員、澤田委員に関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席します。以降の進行は松田職務代理にお願いします。

【3名 退席】

議 長
(職務代理)

次に議案第31号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

36ページをお開き下さい。議案第31号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和3年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。令和3年12月9日付け中農政第287号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事 務 局
(外崎)

39ページをご覧ください。申請内容は、所有権移転が2件です。内訳は、公益社団法人あおもり農業支援センターの買入が2件となっています。

受付番号6番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は6,778㎡です。売買価格は226万円です。対価の支払い期限は令和3年12月27日を予定しております。

受付番号7番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、深郷田字早田の農地6筆、地目は田、面積は16,298㎡です。売買価格は489万円です。対価の支払い期限は令和3年12月27日を予定しております。所有権移転については以上です。

事 務 局
(小寺)

46ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号78番から95番の18件で、合計面積は155,455平方メートルです。内訳は、新規が7件、再設定が11件となっております。それでは、ご説明いたします。

受付番号78番から88番は、賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものですので、詳しくは資料をご覧ください。

受付番号89番は新規の設定で、設定する農地は中里字宮川地内ほか2筆の田。面積は17,518平方メートルです。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号90番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石地内の1筆の田。面積は3,106平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は、水利費を借主負担、工事費は地主負担。賃借料は米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号91番は新規の設定で、設定する農地は大沢内字海原地内2筆の畑。面積は6,461平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は、全部で50,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号92番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内1筆の田。面積は3,873平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号93番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内1筆の田。面積は1,449平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号94番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内3筆の田。面積は5,682平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

事務局
(小寺)

受付番号95番は新規の設定で、設定する農地は中里字汐干潟地内の1筆の田。面積は4,847平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は借主負担。賃借料は米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
利用権設定につきましては以上です。

事務局
(小寺)

続きまして、57ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての賃貸借は、受付番号機構21-9番から13番の5件で、内訳は、賃貸借が4件、使用貸借が1件です。

受付番号機構21-9番は新規の設定で、設定する農地は八幡字八幡地内ほか6筆の「田」。面積は15,912平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は貸主負担、賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構21-10番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内1筆の「田」。面積は973平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構21-11番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石地内5筆の「田」。面積は10,069平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり11,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構21-12番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石地内1筆の「田」。面積は6,251平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構21-13番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢字蛭澤地内1筆の「田」。面積は383平方メートルです。期間が16年間の使用貸借です。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長
(職務代理)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(職務代理)

ないようですので、お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(職務代理)

異議がないようですので、議案第31号は原案のとおり決定いたします。

【退室者3名 入室】

議 長
(会長)
事 務 局
(外崎)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和3年中泊町農業委員会12月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月10日

農 業 委 員 会
会 長

(松坂 龍美)

(田中 満)

署 名 委 員

(藤田 次男)

署 名 委 員
